

日バス協技第71号
平成27年3月4日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 高橋 幹

「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について（依命通達）」の
一部改正について（依命通達）について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局長から別添のとおり通知がありました。

本通知の内容は、今般、省令により空港アクセスバスについて定義がなされたことを踏まえ、移動円滑化基準の適用除外の認定事務について統一的な運用を図るため、標記について「空港等アクセスバス」に関する事項の改正がなされたとのことです。

つきましては、本件について、貴協会会員事業者に周知徹底のほどお願い申し上げます。

◎移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について（依命通達）における定義

「「空港等アクセスバス」とは、空港又はフェリーターミナル等の乗客の長距離移動のための交通の拠点となる施設を経路に含む路線において、乗合旅客を運送する自動車をいう。」

別添

国自技第 168 号の 2
平成 27 年 2 月 26 日

(社) 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について（依命通達）」の
一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通達
したので、貴会（組合）においても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いします。



別紙

国自技第 168 号
平成 27 年 2 月 26 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省自動車局長

「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について（依命通達）」の
一部改正について（依命通達）

今般、「国土交通省関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成 26 年 12 月 26 日内閣府国土交通省令第 6 号）」が施行され、空港アクセスバスについて定義がなされたことを踏まえ、移動円滑化基準の適用除外の認定事務について統一的な運用を図るため、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について（依命通達）」（平成 19 年 1 月 31 日国自技第 200 号）別添「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」を別添新旧対照表のとおり改正したので通知する。

また、関係団体には別紙のとおり通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について(依命通達)」の一部改正について(依命通達) 新旧対照表

○移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について(依命通達) (平成19年1月31日国自技第200号)

(傍線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>第1 適用 (略)</p> <p>第2 用語 (1) 「高速バス」とは、専ら一の市町村(特別区を含む。)の区域を越え、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して、乗合旅客を運送する自動車をいう。 (2) 「定期観光バス」とは、定期に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送する自動車をいう。 (3) 「<u>空港等アクセスバス</u>」とは、<u>空港又はフェリーターミナル等の乗客の長距離移動のための交通の拠点となる施設を経路に含む路線において、乗合旅客を運送する自動車</u>をいう。</p> <p>第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車 基準適用除外の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。 (1) (略) (2) 高速バス、定期観光バス、<u>空港等アクセスバス</u>その他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車(注2) (3)~(6) (略)</p> <p>第4~第11 (略)</p> <p>注1~注6 (略)</p> <p>第1号様式~別表 (略)</p>	<p>第1 適用 (略)</p> <p>第2 用語 (1) 「高速バス」とは、専ら一の市町村(特別区を含む。)の区域を越え、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して、乗合旅客を運送する自動車をいう。 (2) 「定期観光バス」とは、定期に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送する自動車をいう。 (新設)</p> <p>第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車 基準適用除外の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。 (1) (略) (2) 高速バス、定期観光バスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車(注2) (3)~(6) (略)</p> <p>第4~第11 (略)</p> <p>注1~注6 (略)</p> <p>第1号様式~別表 (略)</p>

附 則

この改正は、平成27年2月26日から施行する。